

ごみと資源物の収集曜日



燃やすごみ

燃えないごみ
スプレー缶
乾電池

プラスチック製
容器包装

缶・びん・
ペットボトル

小さな金属類

古紙・古布
資源集団回収

粗大ごみ

小型家電
小型充電式電池

インカートリッジ
資源物の直接
持ち込み・回収

市では取り
扱えない
もの

ごみ出しの支援
集積場所の
設置や維持管理

不法投棄
事業系ごみ

ごみの
分別品目
一覧表

品名	出し方のポイント	収集曜日
燃やすごみ P3	<ul style="list-style-type: none"> ●透明または半透明の袋に入れて出してください。 ●台所のごみはよく水切りしてください。 ●木の枝や葉は、できるだけ乾燥させてから出してください。 	週 2 回 ○ ○
燃えないごみ P4	<ul style="list-style-type: none"> ●購入時の箱(ケース)か新聞紙などに包み、品名を表示してください。 	○
スプレー缶 P4	<ul style="list-style-type: none"> ●スプレー缶だけをまとめて、透明または半透明の袋に入れて出してください。 ●中身を出し切って、穴はあけずに出してください。 	○
乾電池 P4	<ul style="list-style-type: none"> ●乾電池だけをまとめて、透明または半透明の袋に入れて出してください。 ●充電式電池(二次電池)やボタン電池、バッテリーは出せません。 	曜日
プラスチック製 容器包装 P5	<ul style="list-style-type: none"> ●中身を空にして透明または半透明の袋に入れて出してください。 ●プラマークのある製品は全て対象です。(家庭用医療用品を除く) ●容器を軽くゆすぐなど、汚れを落としてください。 	週 1 回 ○ 曜日
缶・びん・ ペットボトル P7	<ul style="list-style-type: none"> ●中身を空にして透明または半透明の袋にまとめて入れて出してください。 ●購入時に飲み物・食べ物が入っていたものが対象です。 	週 1 回 ○
小さな金属類 P8	<ul style="list-style-type: none"> ●袋に入れずに出してください。(スプーンなどの細かなものを除く) ●刃物等危険なものは厚紙などに包み、品名を表示してください。 ●傘の骨は30cm以上でも出せます。 	曜日
古紙・ 古布 P9	<ul style="list-style-type: none"> ●横浜市での収集ではありません。 ●収集日等は、地域ごとに異なります。回収場所の青いステッカーで確認してください。 ●古布は雨の日には出さないでください。 	曜日
粗大ごみ P11	<ul style="list-style-type: none"> ●粗大ごみ受付センター ☎0570-200-530 ☎045-330-3953 (月～土 8:30～17:00 祝日も受付(年末年始を除く)) ●インターネット・チャット・LINEでの受付 横浜市 粗大ごみ <input type="text"/> <input type="button" value="Q検索"/> ●FAX(聴覚・言語に障害のある方専用) FAX045-550-3599 	申込制

●お住まいの地区の収集曜日を、お使いの集積場所で確認して記入してください。

キリトリ線

集積場所への出し方ルール



各収集曜日当日の**朝8時まで**に出してください。
収集後は出さないでください。



品目ごとに**透明または半透明の袋**に入れて出してください。
(スーパーマーケット等のレジ袋も使えます。ただし、古紙、燃えないごみ、小さな金属類、木の枝は、各該当ページで確認してください。)

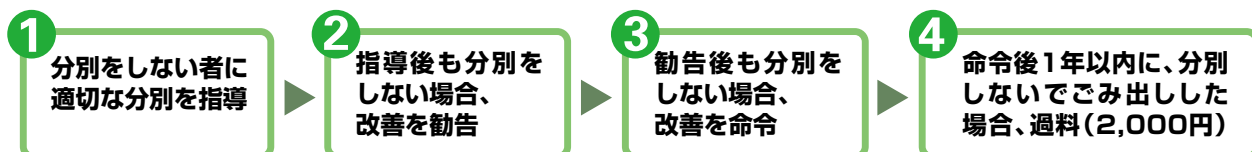
- 分別して出すことが条例で義務付けられています。きちんと分別されていなかったり間違っただ品目が出されていた場合は収集できません。啓発用シールを貼付して残していきます。
- 台風・積雪の状況によっては、当日中に収集に伺えない場合がありますので、なるべく次回以降の収集日にお出しく下さい。

分別しない者に対する罰則(過料)制度

市民・事業者ともに、ごみを出すときには、決められた分別区分や排出方法に従うことが、条例により義務付けられています。

繰り返し指導などを行っても分別しない市民・事業者に対して過料(2,000円)を科す罰則制度を実施しています。

◆ 次のとおり段階的に指導などを行っています。



※事業者は、勧告後も分別しない場合には、事業者名などを公表します。

- 分別されていないごみ袋を本市職員が開封調査しています。
- 開封調査によって得た個人情報は罰則制度の運用以外には使用しません。
- 分別ができるのに、分別しない人が対象です。
- 勘違いなどで、分別区分を間違っただ場合は対象にはなりません。



カラス等の小動物による散乱防止のために

カラス等の小動物に集積場所のごみを荒らされないためには、以下の手段が効果的です。

1 カラスよけネット等を使用する

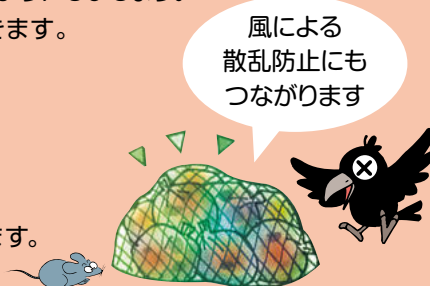
ネットの目は5mm以下の細かいものが効果的です。ごみをネットでしっかりと覆い、縁におもりを入れたり、ネットの一部に石などの重しをするなど、カラス等の下から入れられないようにしましょう。
また、透明または半透明の袋に入れて、ふた付容器でも出すことができます。

2 生ごみはごみ袋の中心に

生ごみを水切りして、ごみ袋の中心に入れて隠しましょう。

3 収集日を守る

前日や収集後にごみを出してしまうと、カラス等に荒らされてしまいます。
収集日当日の朝8時までに出しましょう。



燃やすごみ

燃えないごみ
スプレー缶
乾電池

プラスチック製
容器包装

缶・びん・
ペットボトル

小さな金属類

古紙・古布
資源集団回収

粗大ごみ

小型家電
小型充電式電池

インカートリッジ
資源物の直接
持ち込み・回収

市では取り
扱えない
もの

ごみ出しの支援
集積場所の
設置や維持管理

不法投棄
事業系ごみ

ごみの
分別品目
一覧表